

# 所有明示の方法

## 首輪

※連絡先は表側に記載しましょう。



## 鑑札



## 注射済票



## 名札



- ・鑑札・注射済票は、市町で交付を受けることができます。なくしてしまっても再交付を受けることができます。
- ・これらは、外れてしまったり、摩耗して文字が消えてしまっていたりすると、飼い主が誰かわかりません。定期的に確認しましょう。
- ※鑑札、注射済票は犬に着けておかなくてはなりません。

## マイクロチップ

- ・保護されるときに、専用のリーダー（読取器）で読み取れたマイクロチップの番号から、飼い主が誰なのかわかります。（GPS機能はついておらず、動物の居場所はわかりません）
- ・動物病院ですぐに装着することができます。
- ・見ただけでは装着してあるかどうかわからないので、他の方法との併用がおすすめです。



所有明示されていれば、万が一迷子になってしまっても飼い主の元に戻ることができます。



# 証明できますか？

あなたの犬を「うちの子です」と

「所有明示」することで、飼い主の元に戻ることができます。



動物がいなくなったら!! 保護したら! すぐ連絡を!

連絡先: 栃木県動物愛護指導センター ☎028-684-5458